

改定作成日 2020.3.13

東京都立新宿高等学校 PTA 会則改定表

実施 1948.11.21 最終改定 2019.4.27

(改定部分は赤字表記)

条項	改定前	改定後
第6条 (役員・委員)	本会に、次の役員、および、委員をおく。 1. 役員 (1) 名誉会長 1名 (校長) (2) 会長 1名 (保護者) (3) 副会長 4名 (保護者3・副校長) (4) 書記 2名 (保護者) (5) 会計 2名 (保護者) (6) 監事 若干名 (うち企画室長1)	本会に、次の役員、および、委員をおく。 1. 役員 (1) 名誉会長 1名 (校長) (2) 会長 1名 (保護者) (3) 副会長 若干名 (保護者・副校長) (4) 書記 若干名 (保護者) (5) 会計 若干名 (保護者) (6) 監事 若干名 (うち企画室長1)
第21条 (会費)	本会の会費は、次のとおりとする。 1. 会費 生徒1名 年額 4,000円 職員 年額 1,000円 2. 賛助会費 1口 年額 1,000円 3. 転校又は休学の扱いについては細則に定めるところによる。	本会の会費は、次のとおりとする。 1. 会費 生徒1名 年額は細則に定めるところによる 職員 年額 1,000円 2. 賛助会費 1口 年額 1,000円 3. 転校又は休学の扱いについては細則に定めるところによる。
付則 第2条 (施行)	本会則は、2019年4月27日より施行する	本会則は、2020年4月25日より施行する

第6条改定理由

- ・本部強化等により、定員を柔軟化することが適切であるため

第21条改定理由

- ・消費税増税等による支出の拡大により、今後の会費検討をスムーズに行うため

東京都立新宿高等学校 PTA 細則改定表

実施 1996.1.20 最終改定 2019.4.27

(改定部分は赤字表記)

条項	改定前	改定後																						
1に追加		特別事業を行う事業部として、指名委員会とICT委員会を設ける [第5条]																						
8	運営委員会の開催回数は、年3回程度とし、年度の四半期ごとに開催することを目安とする。	運営委員会の開催回数は、原則年3回開催することとする。																						
13 別表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会員となる時期等</th> <th>会費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7月20日迄の転入学・復学等</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>7月21日以降9月30日迄の転入学・復学等</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>10月1日以降12月31日迄の転入学・復学等</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1月1日以降の転入学・復学等</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	会員となる時期等	会費	7月20日迄の転入学・復学等	4,000円	7月21日以降9月30日迄の転入学・復学等	3,000円	10月1日以降12月31日迄の転入学・復学等	2,000円	1月1日以降の転入学・復学等	1,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>会員となる時期等</th> <th>会費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新年度入学・進級</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>7月20日迄の転入学・復学等</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>7月21日以降9月30日迄の転入学・復学等</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>10月1日以降12月31日迄の転入学・復学等</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>1月1日以降の転入学・復学等</td> <td>1,000円</td> </tr> </tbody> </table>	会員となる時期等	会費	新年度入学・進級	4,000円	7月20日迄の転入学・復学等	4,000円	7月21日以降9月30日迄の転入学・復学等	3,000円	10月1日以降12月31日迄の転入学・復学等	2,000円	1月1日以降の転入学・復学等	1,000円
会員となる時期等	会費																							
7月20日迄の転入学・復学等	4,000円																							
7月21日以降9月30日迄の転入学・復学等	3,000円																							
10月1日以降12月31日迄の転入学・復学等	2,000円																							
1月1日以降の転入学・復学等	1,000円																							
会員となる時期等	会費																							
新年度入学・進級	4,000円																							
7月20日迄の転入学・復学等	4,000円																							
7月21日以降9月30日迄の転入学・復学等	3,000円																							
10月1日以降12月31日迄の転入学・復学等	2,000円																							
1月1日以降の転入学・復学等	1,000円																							
14	本細則は、2019年4月27日より施行するものとする。	本細則は、2020年4月25日より施行するものとする。																						

項目1追加理由

- ・指名委員会とICT委員会の設置が、どこにも記載されていなかったため

項目8改定理由

- ・現状に即して、わかりやすく記載変更

項目13改定理由

- ・会則から細則への記載変更により、会費検討・実施をスムーズにおこなうため

東京都立新宿高等学校 PTA 慶弔に関する内規改定表

実施 1996.1.20 最終改定 2008.5.10

(改定部分は赤字表記)

条項	改定前	改定後
1	弔慰金 (1) 生徒死亡の場合・・・20,000円 (2) 生徒の保護者死亡の場合・・・20,000円	弔慰金 (1) 生徒死亡の場合・・・10,000円 (2) 生徒の保護者死亡の場合・・・5,000円
2	災害等見舞金 会員が火災・風水害等で被害を受けた場合には、その都度会長・副会長がこれを協議して定める。	災害等見舞金 会員が火災・風水害等で被害を受けた場合には、その都度会長・副会長がこれを協議して定める。 本項目は削除
5	本内規は、2008年5月8日より施行するものとする。	本内規は、2020年4月25日より施行するものとする。

項目 1 改定理由

- ・他校の金額を調査し、現在の PTA 予算を鑑み金額を変更

項目 2 削除理由

- ・会長・副会長で判断、実施は現実的に難しいと判断